

# 第200回府中市建築審査会

令和2年2月21日開催第200回府中市建築審査会に上程された議案について、下記のとおり議決された。

## 審議概要

1 開催日時 令和2年2月21日（金）午後2時00分～午後4時57分

2 開催場所 府中市役所北庁舎3階 第五会議室

3 出席者

- (1) 会長1名、委員4名
- (2) 特定行政庁及び事務局（都市整備部職員7名）

4 傍聴人 1名

5 議題

- (1) 第15号～第17号議案  
建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可  
(敷地と道路の関係)
- (2) 第18号議案  
建築基準法第48条第1項ただし書の規定に基づく許可  
(用途地域内の用途制限の緩和)
- (3) 第19号～第20号議案  
建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可  
(道路内の建築制限)
- (4) 第21号議案  
建築基準法第55条第3項第2号の規定に基づく許可  
(建築物の高さの限度)

## 6 議題の概要

議案番号	第15号	第16号	第17号	第18号
建築場所	日新町五丁目	新町一丁目	白糸台一丁目	四谷四丁目
工事種別	新築	新築	新築	新築
主要用途	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	一般環境大気 観測所
構造	木造	木造	木造	鉄骨造
階数	地上2階建て	地上2階建て	地上2階建て	地上1階建て
延べ面積	88.20㎡	86.13㎡	181.23㎡	38.87㎡
最高高さ	8.687m	6.547m	8.770m	4.080m

議案番号	第19号	第20号	第21号	
建築場所	住吉一丁目	住吉町一丁目	栄町三丁目	
工事種別	新築	新築	増築	
主要用途	路線バスの停留所 の上家	路線バスの停留 所の上家	高等学校	
構造	鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	
階数	地上1階建て	地上1階建て	地上3階建て	
延べ面積	6.58㎡	6.58㎡	10,827.57㎡	
最高高さ	2.792m	2.792m	15.000m	

## 7 議事

### (1) 議案第15号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、近隣の道路状況や協定の範囲等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

### (2) 議案第16号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、当該道の状況や隣接地の許可の状況等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

### (3) 議案第17号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、当該道の状況や避難通路等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

### (4) 議案第18号について

本件は、第一種低層住居専用地域に法別表第2(イ)項に抵触する用途である、一般環境大気観測局を新築する計画に関し、法第48条第1項ただし書きに基づく許可をすることについて、特定行政庁が建築審査会に対して同意を求めたものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より、申請建築物は、平屋建てと低層に抑え、定期的な保守作業を除き、常時無人で運営されることから、日常的な人の出入りはなく、また、騒音や臭気を発する測定器を設置することはないため、第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害する恐れがないと認められることが説明された。

委員からは、消防上の支障の有無、隣接地の緑地や公園の運用等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意とすることに決定した。

### (5) 議案第19号、20号について

本件は、道路内に存在する既存のバス停に上家を新築する計画であり、道路内の建築制限で建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可をすることについて、特定行政庁が建築審査会に対して同意を求めたものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より、申請建築物は、バス利用者の待合のために設置するものであり、周囲には、歩行者が有効に通行できる空間が確保されていること及び構造は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊等により公衆に危険を与えるおそれがないため、公益上必要であり、また、通行上支障がないと認められることが説明された。

委員からは、ベンチの設置の有無、バリアフリー等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(6) 議案第21号について

本件は、第一種低層住居専用地域内に高さ12mを超える高等学校を増築することから、建築基準法第55条第3項第2号の規定に基づく許可をすることについて、特定行政庁が建築審査会に対して同意を求めたものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より、主要用途が高等学校であり、申請建築物の高さ12メートルを超える部分は、部分的に設けられた太陽光発電設備と天文ドームのみで、敷地境界からの離隔の確保により近隣に及ぼす日影の影響を軽減し、敷地の外周部に沿って植栽帯を配置するなど、低層住宅に係る良好な住居の環境に配慮し、その用途によってやむを得ないと認められることが説明された。

委員からは、太陽光発電設備の高さの取扱い等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。